

◎佐賀県条例第34号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第407号の7、第407号の8の2、第407号の9、第407号の10及び第407号の11中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第407号の12中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第2条 佐賀県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～88 略					1～88 略				
89 旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する一般旅券の発給に係る事務	略		2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、 <u>4,000円</u> ）	略	89 旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する一般旅券の発給に係る事務	略	2,300円（電子申請にあつては、 <u>1,900円</u> ）。ただし、 <u>旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円（電子申請にあつては、3,900円）</u>	略	
90～407の6の2 略					90～407の6の2 略				
407の7 都市	略		次に掲げる場合	略	407の7 都市	略	次に掲げる場合	略	

改正前		改正後	
<p>の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額） (1) 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを</p>	<p>の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額） (1) 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを</p>

改正前		改正後	
	<p>含む。以下この号において同じ。)の住戸の認定の場合 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び第407号の9において同</p>		<p>含む。以下この号において同じ。)の住戸の認定の場合 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び第407号の9において同</p>

改正前				改正後			
			じ。) 次 に掲げる建 築物の床面 積の合計の 区分に応じ、 それぞれ次 に定める金 額 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メー トル未満の もの <u>37,000円</u> (適合証 (建築基 準法第77 条の21第 1項に規 定する指 定確認検 査機関、 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法				じ。) 次 に掲げる建 築物の床面 積の合計の 区分に応じ、 それぞれ次 に定める金 額 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メー トル未満の もの <u>43,000円</u> (適合証 (建築基 準法第77 条の21第 1項に規 定する指 定確認検 査機関、 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法

改正前				改正後			
			<p>律第5条 第1項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関又は 建築物の エネルギー 消費性能 の向上等 に関する 法律（平 成27年 法律第53 号）<u>第15 条第1項</u> に規定す る登録建 築物エネ ルギー消 費性能判 定機関が、 低炭素建 築物新築 等計画が 都市の低 炭素化の</p>				<p>律第5条 第1項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関又は 建築物の エネルギー 消費性能 の向上等 に関する 法律（平 成27年 法律第53 号）<u>第14 条第1項</u> に規定す る登録建 築物エネ ルギー消 費性能判 定機関が、 低炭素建 築物新築 等計画が 都市の低 炭素化の</p>

改正前				改正後			
			<p>促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む）に規定する基準に適合すると証明した書類をいう。以下この号において同じ。）が提出される場合にあつては、8,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル</p>				<p>促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む）に規定する基準に適合すると証明した書類をいう。以下この号において同じ。）が提出される場合にあつては、8,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル</p>

改正前				改正後			
			<p>ル以上の もの 40,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、8,000 円) イ 略</p>				<p>ル以上の もの 47,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、8,000 円) イ 略 ウ 仕様・計 算併用法 (建 築物エネ ルギー消費 性能基準等 を定める省 令第10条第 2号イ(1) 及びロ(2) 又はイ(2) 及びロ(1) に定める基 準をいう。 以下この号 及び第407 号の9にお いて同じ。)</p>

改正前					改正後				
									次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
									(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
									34,000円
									(適合証が提出される場合にあつては、8,000円)
									(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
									37,000円

改正前				改正後			
			<p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号、<u>第407号の9及び第407号の11</u>において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号、<u>第407号の9及び第407号の11</u>において同じ。）</p>				<p>(適合証が提出される場合 <u>は、8,000円</u>)</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号及び<u>第407号の9</u>において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号及び<u>第407号の9</u>において同じ。）の住宅の用途に供する部分の認定</p>

改正前		改正後	
	<p>の住宅の用途 に供する部分 の認定の場合 次のア又は イに掲げる基 準の区分に応 じ、それぞれ ア又はイに定 める金額に、 ウに定める額 を加算した額</p> <p>ア 性能基準 次に掲げ る住戸の床 面積の合計 の区分に応 じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満の もの <u>70,000円</u> (適合証</p>		<p>の場合 次の ア、イ又はウ に掲げる基準 の区分に応じ、 それぞれア、 イ又はウに定 める金額に、 エに定める額 を加算した額</p> <p>ア 性能基準 次に掲げ る住戸の床 面積の合計 の区分に応 じ、それぞ れ次に定め る金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満の もの <u>80,000円</u> (適合証</p>

改正前				改正後			
			<p>が提出される場合 にあつては、13,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p><u>115,000</u> 円 (適合証が提出される場合にあつては、23,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平</p>				<p>が提出される場合 にあつては、13,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p><u>132,000</u> 円 (適合証が提出される場合にあつては、23,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平</p>

改正前				改正後			
		方メートル未満のもの <u>194,000</u> 円（適合証が提出される場合にあっては、47,000円）				方メートル未満のもの <u>226,000</u> 円（適合証が提出される場合にあっては、47,000円）	
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの <u>276,000</u> 円（適合証が提出される場合にあっては、81,000円）				(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの <u>327,000</u> 円（適合証が提出される場合にあっては、81,000円）	
		イ 略				イ 略	
						ウ 仕様・計算併用法 次に掲げる	

改正前				改正後			
							建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 62,000円 (適合証が提出される場合にあつては、13,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の

改正前				改正後			
							<u>もの</u> <u>102,000</u> <u>円（適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>23,000円）</u> (ウ) <u>床面</u> <u>積の合計</u> <u>が2,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>5,000平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>179,000</u> <u>円（適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>47,000円）</u> (エ) <u>床面</u> <u>積の合計</u> <u>が5,000</u>

改正前				改正後			
			<p>ウ 共同住宅等の共用部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 300平方メートル未満のもの <u>115,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、</p>				<p><u>平方メートル以上</u> <u>のもの</u> <u>264,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 <u>81,000円</u>) エ 共同住宅等の共用部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 300平方メートル未満のもの <u>120,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、</p>

改正前				改正後			
			13,000円) (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの <u>187,000</u> 円(適合証が提出される場合 にあつては、 31,000円) (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの <u>290,000</u> 円(適合証が提出される場合 にあつ				13,000円) (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの <u>199,000</u> 円(適合証が提出される場合 にあつては、 31,000円) (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの <u>325,000</u> 円(適合証が提出される場合 にあつ

改正前				改正後			
			<p>ては、 85,000円) (エ) 5,000 平方メー トル以上 1万平方 メートル 未満のも の <u>371,000</u> 円 (適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 133,000 円) (オ) 1万 平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満の もの <u>443,000</u> 円 (適合 証が提出 される場</p>				<p>ては、 85,000円) (エ) 5,000 平方メー トル以上 1万平方 メートル 未満のも の <u>426,000</u> 円 (適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 133,000 円) (オ) 1万 平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満の もの <u>512,000</u> 円 (適合 証が提出 される場</p>

改正前			改正後		
		<p>合にあつては、 167,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上のもの <u>515,000円</u> (適合証が提出される場合にあつては、 208,000円)</p> <p>(3) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物 (住宅の部分を有しない建築物をいう。以下この号、<u>第407号の9及び第407号の11</u>において同</p>			<p>合にあつては、 167,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上のもの <u>602,000円</u> (適合証が提出される場合にあつては、 208,000円)</p> <p>(3) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物 (住宅の部分を有しない建築物をいう。以下この号及び<u>第407号の9</u>において同じ。)の建築物全体</p>

改正前		改正後	
	<p>じ。)の建築物全体の認定の場合 (1)に定める額(複合建築物の場合は、(2)に定める額)に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(外皮性能(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。)の評価を要しない場合は、(2)ウに定める額)を加算した額。ただし、非住</p>		<p>の認定の場合 (1)に定める額(複合建築物の場合は、(2)に定める額)に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(外皮性能(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。)の評価を要しない場合は、(2)エに定める額)を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合に</p>

改正前		改正後	
	<p>宅建築物の場合 にあつては、 次に掲げる面 積の区分に応 じ、それぞれ 次に定める金 額（外皮性能 の評価を要し ない場合は、 <u>(2)ウに定め る金額</u>)</p> <p>ア 300平方 メートル未 満のもの <u>249,000円</u> （適合証が 提出される 場合にあつ ては、 13,000円）</p> <p>イ 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満のもの <u>395,000</u> <u>円</u>（適合証</p>		<p>あつては、次 に掲げる面積 の区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額（ 外皮性能の評 価を要しない 場合は、<u>(2)</u> <u>エに定める金 額</u>)</p> <p>ア 300平方 メートル未 満のもの <u>255,000円</u> （適合証が 提出される 場合にあつ ては、 13,000円）</p> <p>イ 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満のもの <u>405,000</u> <u>円</u>（適合証</p>

改正前		改正後	
	<p>が提出される場合にあつては、 31,000円)</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>562,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 85,000円)</p> <p>エ 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>688,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 133,000円)</p> <p>オ 1万平方</p>		<p>が提出される場合にあつては、 31,000円)</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>594,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 85,000円)</p> <p>エ 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>739,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 133,000円)</p> <p>オ 1万平方</p>

改正前		改正後	
	<p>メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>810,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 167,000円）</p> <p>カ 25,000平方メートル以上のもの <u>924,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 208,000円）</p> <p>(4) 一戸建ての住宅の住宅以外の用途に供する部分又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の認定の</p>		<p>メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>874,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 167,000円）</p> <p>カ 25,000平方メートル以上のもの <u>1,006,000</u> 円（適合証が提出される場合にあつては、 208,000円）</p> <p>(4) 一戸建ての住宅の住宅以外の用途に供する部分又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の認定の</p>

改正前				改正後			
		場合 (3)に定める金額 (外皮性能の評価を要しない場合は、 <u>(2)</u> に定める金額)				場合 (3)に定める金額 (外皮性能の評価を要しない場合は、 <u>(2)</u> に定める金額)	
407の8 略				407の8 略			
407の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第12条第1項</u> 若しくは <u>第2項</u> 又は <u>第13条第2項</u> 若しくは <u>第3項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	略	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第12条第2項</u> 又は <u>第13条第3項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては、当該金額の2分の1に相当する金額) (1) 建築物エネルギー消費	略	407の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第11条第1項</u> 若しくは <u>第2項</u> 又は <u>第12条第2項</u> 若しくは <u>第3項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 (<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>	略	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第11条第2項</u> 又は <u>第12条第3項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては、当該金額の2分の1に相当する金額) (1) 建築物エネルギー消費	略

改正前		改正後	
	<p>性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積（建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る床面積をいう。以下この号及び第407号の12において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>227,000</u>円</p>		<p><u>第2条第1項に規定する特定建築行為を除く。）</u></p> <p>性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積（建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る床面積をいう。以下この号及び第407号の11において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>233,000</u>円</p>

改正前		改正後	
	イ 床面積の 合計が300 平方メート ル以上2,000 平方メート ル未満のも の <u>367,000</u> 円		イ 床面積の 合計が300 平方メート ル以上2,000 平方メート ル未満のも の <u>379,000</u> 円
	ウ 床面積の 合計が2,000 平方メート ル以上5,000 平方メート ル未満のも の <u>524,000</u> 円		ウ 床面積の 合計が2,000 平方メート ル以上5,000 平方メート ル未満のも の <u>560,000</u> 円
	エ 床面積の 合計が5,000 平方メート ル以上1万 平方メート ル未満のも の <u>645,000</u> 円		エ 床面積の 合計が5,000 平方メート ル以上1万 平方メート ル未満のも の <u>702,000</u> 円
	オ 床面積の 合計が1万 平方メート		オ 床面積の 合計が1万 平方メート

改正前		改正後	
	<p>ル以上25,000 平方メート ル未満のも の <u>763,000</u> 円</p> <p>カ 床面積の 合計が25,000 平方メート ル以上のも の <u>870,000</u> 円</p> <p>(2) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 1号ロに定め る基準に適合 するかどうか の判定を受け る場合 次に 掲げる建築物 の床面積の合 計の区分に応 じ、それぞれ 次に定める金 額</p>		<p>ル以上25,000 平方メート ル未満のも の <u>834,000</u> 円</p> <p>カ 床面積の 合計が25,000 平方メート ル以上のも の <u>960,000</u> 円</p> <p>(2) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 1号ロに定め る基準に適合 するかどうか の判定を受け る場合 次に 掲げる建築物 の床面積の合 計の区分に応 じ、それぞれ 次に定める金 額</p>

改正前		改正後	
	<p>ア 床面積の 合計が300 平方メー トル未満の もの <u>87,000</u> 円</p> <p>イ 床面積の 合計が300 平方メー トル以上2,000 平方メー トル未満の もの <u>146,000</u> 円</p> <p>ウ 床面積の 合計が2,000 平方メー トル以上5,000 平方メー トル未満の もの <u>236,000</u> 円</p> <p>エ 床面積の 合計が5,000 平方メー トル以上1万 平方メー</p>		<p>ア 床面積の 合計が300 平方メー トル未満の もの <u>94,000</u> 円</p> <p>イ 床面積の 合計が300 平方メー トル以上2,000 平方メー トル未満の もの <u>161,000</u> 円</p> <p>ウ 床面積の 合計が2,000 平方メー トル以上5,000 平方メー トル未満の もの <u>276,000</u> 円</p> <p>エ 床面積の 合計が5,000 平方メー トル以上1万 平方メー</p>

改正前		改正後	
	<p>ル未満のもの の <u>308,000</u> 円</p> <p>オ 床面積の 合計が1万 平方メート ル以上25,000 平方メート ル未満のもの の <u>370,000</u> 円</p> <p>カ 床面積の 合計が25,000 平方メート ル以上のも の <u>434,000</u> 円</p>		<p>ル未満のもの の <u>370,000</u> 円</p> <p>オ 床面積の 合計が1万 平方メート ル以上25,000 平方メート ル未満のもの の <u>447,000</u> 円</p> <p>カ 床面積の 合計が25,000 平方メート ル以上のも の <u>530,000</u> 円</p> <p>(3) <u>建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 2号イ(1)及 びロ(1)に定 める基準に適 合するかどう かの判定を受</u></p>

改正前				改正後			
							ける場合 次 に掲げる建築 物の床面積の 合計の区分に 応じ、それぞ れ次に定める 金額 ア 一戸建て の住宅（住 宅の用途に 供する部分 に限る。以 下この号、 第407号の 9（1）及び 第407号の 11において 同じ。） (ア) 床面 積の合計 が200平 方メート ル未満の もの 41,000円 (イ) 床面 積の合計

改正前					改正後				
								324,000 円	
								(4) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 2号イ(2)及 びロ(2)に定 める基準に適 合するかどう かの判定を受 ける場合 次 に掲げる建築 物の床面積の 合計の区分に 応じ、それぞ れ次に定める 金額	
								ア 一戸建て の住宅 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メート ル未満の もの	

改正前				改正後			
							(1)に定める 基準に適合す るかどうかの 判定を受ける 場合 次に掲 げる建築物の 床面積の合計 の区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額 ア 一戸建て の住宅 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メート ル未満の もの 31,000円 (イ) 床面 積の合計 が200平 方メート ル以上の もの 34,000円 イ 共同住宅

改正前				改正後			
							等
							(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
							59,000円
							(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
							99,000円
							(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

改正前				改正後			
						<u>176,000</u> 円 (エ) 床面 <u>積の合計</u> <u>が5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>のもの</u> <u>261,000</u> 円 (6) 建築物エ <u>ネルギー消費</u> <u>性能基準等を</u> <u>定める省令第</u> <u>1条第1項第</u> <u>3号に定める</u> <u>基準に適合す</u> <u>るかどうかの</u> <u>判定を受ける</u> <u>場合 (1)又</u> <u>は(2)で定め</u> <u>る額に(3)、</u> <u>(4)又は(5)に</u> <u>定める額を加</u> <u>算した額</u>	
407の9 建築 物のエネルギー	略	次に掲げる場合 の区分に応じ、	略	407の9 建築 物のエネルギー	略	次に掲げる場合 の区分に応じ、	略

改正前		改正後	
<p>消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>それぞれ一の建築物につき次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（住宅の用途に供する部分に限る。）</p>	<p>消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>それぞれ一の建築物につき次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の場合次に掲げる基準の区分に</p>

改正前		改正後	
	<p>の場合 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 性能基準次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>35,000円</u> (適合証 (住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法</p>		<p>応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 性能基準次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>41,000円</u> (適合証 (住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法</p>

改正前				改正後			
			<p>律第5条 第1項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関が、非 住宅建築 物にあつ ては建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上等に 関する法 律第15条 第1項に 規定する 登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関が、 同法第35 条第1項 第1号に 規定する 基準に適</p>				<p>律第5条 第1項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関が、非 住宅建築 物にあつ ては建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上等に 関する法 律第14条 第1項に 規定する 登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関が、 同法第30 条第1項 第1号に 規定する 基準に適</p>

改正前			改正後		
		<p>合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>39,000円</u> (適合証が提出される場合にあつて</p>			<p>合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>44,000円</u> (適合証が提出される場合にあつて</p>

改正前				改正後			
			は、5,000 円) イ 略				は、5,000 円) イ 略 ウ 仕様・計 算併用法 次に掲げる 建築物の床 面積の合計 の区分に応 じ、それぞ れ次に定め る金額 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メート ル未満の もの 31,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあって は、5,000 円) (イ) 床面 積の合計

改正前				改正後			
			<p>(2) 共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）の場合 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 性能基準次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それ</p>				<p>が200平方メートル以上のもの</p> <p>34,000円</p> <p>（適合証が提出される場合において、5,000円）</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）の場合 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 性能基準次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それ</p>

改正前			改正後		
		<p>それぞれに定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p><u>69,000円</u></p> <p>(適合証が提出される場合にあつては、10,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p><u>115,000円</u> (適合証が提出</p>			<p>それぞれに定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p><u>78,000円</u></p> <p>(適合証が提出される場合にあつては、10,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p><u>129,000円</u> (適合証が提出</p>

改正前				改正後			
			される場 合にあっ ては、 21,000円)				される場 合にあっ ては、 21,000円)
			(ウ) 床面 積の合計 が2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満の もの				(ウ) 床面 積の合計 が2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満の もの
			<u>196,000</u> 円 (適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 45,000円)				<u>224,000</u> 円 (適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 45,000円)
			(エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 のもの				(エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 のもの
			<u>281,000</u>				<u>324,000</u>

改正前				改正後			
			円（適合証が提出される場合においては、81,000円）				円（適合証が提出される場合においては、81,000円）
			イ 略				イ 略
							ウ 仕様・計算併用法
							次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
							(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
							59,000円
							（適合証が提出される場合において

改正前					改正後				
								は、10,000円)	
								(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
								99,000円(適合証が提出される場合において	
								は、20,000円)	
								(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	

改正前				改正後			
			(3) 非住宅建築物の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				<u>176,000</u> <u>円（適合証が提出される場合にあつては、</u> <u>44,000円）</u> (エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> <u>261,000</u> <u>円（適合証が提出される場合にあつては、</u> <u>79,000円）</u> (3) 非住宅建築物の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改正前		改正後	
	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p><u>227,000</u> 円 (適合)</p>		<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p><u>233,000</u> 円 (適合)</p>

改正前				改正後			
			証が提出される場合 には、 10,000円)				証が提出される場合 には、 10,000円)
			(イ) 床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの				(イ) 床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの
			<u>367,000</u> 円 (適合証が提出される場合 には、 27,000円)				<u>379,000</u> 円 (適合証が提出される場合 には、 27,000円)
			(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平				(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平

改正前			改正後		
		方メートル未満のもの <u>524,000</u> 円（適合証が提出される場合 においては、 81,000円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>645,000</u> 円（適合証が提出される場合 においては、 127,000円） (オ) 床面			方メートル未満のもの <u>560,000</u> 円（適合証が提出される場合 においては、 81,000円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>702,000</u> 円（適合証が提出される場合 においては、 127,000円） (オ) 床面

改正前				改正後			
			積の合計 が1万平 方メー ル以 上 25,000平 方メー トル未 満の もの <u>763,000</u> 円(適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 161,000 円)				積の合計 が1万平 方メー ル以 上 25,000平 方メー トル未 満の もの <u>834,000</u> 円(適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 161,000 円)
			(カ) 床面 積の合計 が25,000 平方メー トル以 上の もの <u>870,000</u> 円(適合 証が提出 される場 合にあっ				(カ) 床面 積の合計 が25,000 平方メー トル以 上の もの <u>960,000</u> 円(適合 証が提出 される場 合にあっ

改正前				改正後			
			<p>ては、 201,000 円)</p> <p>イ 建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第10条 第1号イ (2)及びロ (2)に定め る基準に適 合するかど うかの判定 を受ける場 合 次に掲 げる建築物 の床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ次に 定める金額 (ア) 床面 積の合計 が300平 方メートル 未満の</p>				<p>ては、 201,000 円)</p> <p>イ 建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第10条 第1号イ (2)及びロ (2)に定め る基準に適 合するかど うかの判定 を受ける場 合 次に掲 げる建築物 の床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ次に 定める金額 (ア) 床面 積の合計 が300平 方メートル 未満の</p>

改正前				改正後			
			<p>もの 87,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、10,000 円)</p> <p>(イ) 床面 積の合計 が300平 方メート ル以上 2,000平 方メート ル未満の もの 146,000 円 (適合 証が提出 される場 合にあつ ては、 27,000円)</p> <p>(ウ) 床面 積の合計 が2,000</p>				<p>もの 94,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、10,000 円)</p> <p>(イ) 床面 積の合計 が300平 方メート ル以上 2,000平 方メート ル未満の もの 161,000 円 (適合 証が提出 される場 合にあつ ては、 27,000円)</p> <p>(ウ) 床面 積の合計 が2,000</p>

改正前				改正後			
			平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの <u>236,000</u> 円（適合証が提出される場合には、 81,000円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>308,000</u> 円（適合証が提出される場合には、				平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの <u>276,000</u> 円（適合証が提出される場合には、 81,000円） (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>370,000</u> 円（適合証が提出される場合には、

改正前		改正後	
	<p>127,000 円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p><u>370,000</u> 円 (適合証が提出される場合には、</p> <p>161,000 円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>434,000</u> 円 (適合</p>		<p>127,000 円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p><u>447,000</u> 円 (適合証が提出される場合には、</p> <p>161,000 円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>530,000</u> 円 (適合</p>

改正前					改正後				
			証が提出される場合にあっては、 201,000円) (4)～(6) 略				証が提出される場合にあっては、 201,000円) (4)～(6) 略		
407の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略				407の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略			
407の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に	認定申請のとき					

改正前		改正後	
<u>のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査</u>	<u>する者</u>	<u>供する部分を有しないもの次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 性能基準</u> <u>(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号において同じ。)</u> <u>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u>	

改正前				改正後			
			<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>35,000円</p> <p>(適合証)</p> <p>(住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあっては建築物のエネルギー消費性能の向上等</p>				

改正前				改正後			
			<p> <u>に関する</u> <u>法律第15</u> <u>条第1項</u> <u>に規定す</u> <u>る登録建</u> <u>築物エネ</u> <u>ルギー消</u> <u>費性能判</u> <u>定機関が、</u> <u>同法第2</u> <u>条第1項</u> <u>第3号に</u> <u>規定する</u> <u>基準に適</u> <u>合すると</u> <u>証明した</u> <u>書類又は</u> <u>これに相</u> <u>当すると</u> <u>認められ</u> <u>る書類を</u> <u>いう。以</u> <u>下この号</u> <u>において</u> <u>同じ。)</u> <u>が提出さ</u> <u>れる場合</u> </p>				

改正前				改正後			
			<p>にあつて は、5,000 円)</p> <p>(イ) 床面 積の合計 が200平 方メート ル以上の もの 39,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、5,000 円)</p> <p>イ 簡易評価 基準（建築 物エネルギー 消費性能基 準等を定め る省令第1 条第1項第 2号イ(2) 及びロ(2) に定める基 準をいう。</p>				

改正前				改正後			
			<p>以下この号 において同 じ。) 及び 仕様基準 (建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第2 号イ(3)及 びロ(3)に 定める基準 をいう。以 下この号に おいて同じ。)</p> <p>次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が200平 方メートル</p>				

改正前				改正後			
			<ul style="list-style-type: none"> ル未満の もの 18,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、5,000 円) (1) 床面 積の合計 が200平 方メートル 以上の もの 19,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあつて は、5,000 円) (2) 共同住宅 等又は複合建 築物(住宅の 用途に供する 部分に限る。) 				

改正前				改正後			
			<u>次に掲げる</u> <u>基準の区分に</u> <u>応じ、それぞ</u> <u>れ次に定める</u> <u>金額</u> ア 性能基準				
			<u>次に掲げ</u> <u>る建築物の</u> <u>床面積の合</u> <u>計の区分に</u> <u>応じ、それ</u> <u>ぞれ次に定</u> <u>める金額</u> (ア) 床面				
			<u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メート</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>69,000円</u> <u>(適合証</u> <u>が提出さ</u> <u>れる場合</u> <u>にあつて</u> <u>は、10,000</u> <u>円)</u> (イ) 床面				

改正前				改正後			
			<u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メー</u> <u>ル以上</u> <u>2,000平</u> <u>方メー</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>115,000</u> <u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>21,000円)</u> (ウ) <u>床面</u> <u>積の合計</u> <u>が2,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>5,000平</u> <u>方メー</u> <u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>196,000</u> <u>円(適合</u> <u>証が提出</u>				

改正前				改正後			
			<p>される場 合にあっ ては、 45,000円)</p> <p>(エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 のもの 281,000 円(適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 81,000円)</p> <p>イ 簡易評価 基準及び仕 様基準 次 に掲げる建 築物の床面 積の合計の 区分に応じ、 それぞれ次 に定める金 額</p>				

改正前				改正後			
			(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円 (適合証が提出される場合 にあつては、10,000円)				
			(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円 (適合証が提出される場合 にあつては、10,000円)				

改正前				改正後			
			<p>は、21,000 円)</p> <p>(ウ) 床面 積の合計 が2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満の もの 103,000 円 (適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 45,000円)</p> <p>(エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 のもの 156,000 円 (適合 証が提出</p>				

改正前				改正後			
			<p>される場 合にあっ ては、 81,000円)</p> <p>ウ 性能基準 と簡易評価 基準又は仕 様基準との 併用 アに 定める額に イに定める 額を加算し た額</p> <p>(3) 非住宅建 築物 次に掲 げる場合の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額</p> <p>ア 建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第1 号イに定め る基準に適</p>				

改正前				改正後			
			<p>合するかど うかの判定 を受ける場 合 次に掲 げる建築物 の床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ次に 定める金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満の もの 227,000 円 (適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 10,000円)</p> <p>(イ) 床面 積の合計 が300平 方メート</p>				

改正前				改正後			
			<u>ル以上</u> <u>2,000平</u> <u>方メー</u> <u>ル未満</u> <u>の</u> <u>もの</u> <u>367,000</u> <u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>27,000円)</u> (ウ) <u>床面</u> <u>積の合計</u> <u>が2,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>5,000平</u> <u>方メー</u> <u>ル未満</u> <u>の</u> <u>もの</u> <u>524,000</u> <u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u>				

改正前				改正後			
			<u>81,000円)</u> (エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 1万平方 メートル 未満のも の645,000 円(適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 <u>127,000</u> 円) (オ) 床面 積の合計 が1万平 方メート ル以上 25,000平 方メート ル未満の もの <u>763,000</u>				

改正前				改正後			
			<p>円（適合証が提出される場合においては、<u>161,000</u>円）</p> <p>（カ）床面積の合計が<u>25,000</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>870,000</u>円（適合証が提出される場合においては、<u>201,000</u>円）</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1</p>				

改正前				改正後			
			<p>号口に定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>87,000円</p> <p>(適合証が提出される場合にあつては、10,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計</p>				

改正前				改正後			
			<p>が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 146,000円（適合証が提出される場合にあつては、27,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 236,000円（適合証が提出される場</p>				

改正前				改正後			
			<p>合にあつては、 81,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 308,000円 (適合証が提出される場合にあつては、 127,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満の</p>				

改正前				改正後			
			<u>もの</u> <u>370,000</u> <u>円（適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>161,000</u> <u>円）</u>				
			<u>(カ) 床面</u> <u>積の合計</u> <u>が25,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>のもの</u> <u>434,000</u> <u>円（適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>201,000</u> <u>円）</u>				
			<u>(4) 一戸建て</u> <u>の住宅で住宅</u> <u>以外の用途に</u> <u>供する部分を</u>				

改正前				改正後			
			<p>有するもの <u>(1)に定める額に(3)で定める額を加算した額</u> (5) 複合建築物 (2)に定める額に(3)で定める額を加算した額</p>				
<p>407の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) <u>第11条</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</p>	略	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものであるとの判定を受けた場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分</p>	略	<p>407の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) <u>第13条</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</p>	略	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものであるとの判定を受けた場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分</p>	略

改正前		改正後	
	<p>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>113,500</u>円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>183,500</u>円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>262,000</u>円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000</p>		<p>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>116,500</u>円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>189,500</u>円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>280,000</u>円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000</p>

改正前		改正後	
	<p>平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>322,500</u>円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>381,500</u>円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>435,000</u>円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合</p>		<p>平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>351,000</u>円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>417,000</u>円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>480,000</u>円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合</p>

改正前		改正後	
	<p>するものであるとの判定を受けた場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>43,500</u>円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>73,000</u>円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000</p>		<p>するものであるとの判定を受けた場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>47,000</u>円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>80,500</u>円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000</p>

改正前			改正後		
		平方メートル未満のもの <u>118,000</u> 円			平方メートル未満のもの <u>138,000</u> 円
		エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>154,000</u> 円			エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>185,000</u> 円
		オ 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>185,000</u> 円			オ 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>223,500</u> 円
		カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のも <u>217,000</u> 円			カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のも <u>265,000</u> 円
					(3) 建築物エ

改正前				改正後			
							ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 2号イ(1)及 びロ(1)に定 める基準に適 合するもので あるとの判定 を受けた場合 次に掲げる 建築物の床面 積の合計の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額 ア 一戸建て の住宅 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メートル 未満の もの 20,500円 (イ) 床面 積の合計

改正前				改正後			
							平方メ トル以上 5,000平 方メート ル未満の もの 112,000 円 (エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メ トル以上 のもの 162,000 円 (4) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 2号イ(2)及 びロ(2)に定 める基準に適 合するもので あるとの判定 を受けた場合

改正前					改正後					
										次に掲げる 建築物の床面 積の合計の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額
										ア 一戸建て の住宅
										(ア) 床面 積の合計 が200平 方メート ル未満の もの
										9,000円
										(イ) 床面 積の合計 が200平 方メート ル以上の もの
										9,500円
										イ 共同住宅 等
										(ア) 床面 積の合計 が300平

改正前					改正後					
										平方メ トル以上 のもの 76,000円 (5) 建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 1条第1項第 2号イ(1)及 びロ(2)又は イ(2)及びロ (1)に定める 基準に適合す るものである との判定を受 けた場合 次 に掲げる建築 物の床面積の 合計の区分に 応じ、それぞ れ次に定める 金額 ア 一戸建て の住宅 (ア) 床面 積の合計

改正前				改正後			
							が200平方メートル未満のもの
							15,500円
						(イ) 床面積の合計	
						が200平方メートル以上のもの	
							17,000円
						イ 共同住宅等	
						(ア) 床面積の合計	
						が300平方メートル未満のもの	
							29,500円
						(イ) 床面積の合計	
						が300平方メートル以上	
							2,000平

改正前				改正後			
							<u>方メートル未満のもの</u> <u>49,500円</u> (ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>88,000円</u> (エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> <u>130,500円</u> (6) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第</u>

改正前				改正後			
						3号に定める基準に適合するものであるとの判定を受けた場合 (1) 又は(2)で定める額に(3)、(4)又は(5)に定める額を加算した額	
408～452 略				408～452 略			
453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	略	453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	略

改正前		改正後	
	<p>((3)に掲げる場合を除く。)</p> <p><u>1,900円</u></p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項第3号 (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)</p> <p>に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>800円</u></p> <p>(4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,100円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場</p>		<p>((3)に掲げる場合を除く。)</p> <p><u>1,950円</u></p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項第3号 (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)</p> <p>に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>750円</u></p> <p>(4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>3,900円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場</p>

改正前				改正後			
		合にあつては、 6,600円)				合にあつては、 6,900円)	
454 道路交通 法第89条の規 定に基づく普 通自動車免許 に係る試験の 実施	略	(1) 道路交 通法第97条の2 第1項第1号 又は第2号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合 <u>1,750円</u> (2) 道路交 通法第97条の2 第1項第3号 又は第5号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合 (3)に掲げ る場合を除く。 <u>1,900円</u> (3) 道路交 通法第97条の2 第1項第3号 (道路交通法 施行令第33条 の6の2第6 号に規定する	略	454 道路交 通法第89条の規 定に基づく普 通自動車免許 に係る試験の 実施	略	(1) 道路交 通法第97条の2 第1項第1号 又は第2号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合 <u>1,900円</u> (2) 道路交 通法第97条の2 第1項第3号 又は第5号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合 (3)に掲げ る場合を除く。 <u>1,950円</u> (3) 道路交 通法第97条の2 第1項第3号 (道路交通法 施行令第33条 の6の2第6 号に規定する	略

改正前				改正後			
		理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>800円</u> (4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,550円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>3,350円</u>)				理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>750円</u> (4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,500円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>3,300円</u>)	
454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号	略	454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号	略

改正前		改正後	
<p>引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施</p>	<p>又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (3)に掲げる場合を除く。) <u>1,900円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項第3号(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>800円</u> (4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,600円</u>(公安委員会が提供する自動車</p>	<p>引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施</p>	<p>又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (3)に掲げる場合を除く。) <u>1,950円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項第3号(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>750円</u> (4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,800円</u>(公安委員会が提供する自動車</p>

改正前				改正後			
		を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>4,050円</u>)				を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>4,550円</u>)	
455 道路交通法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 ((2) に掲げる場合を除く。) <u>1,900円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号 (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。) に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>800円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定	略	455 道路交通法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 ((2) に掲げる場合を除く。) <u>1,950円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号 (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。) に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>750円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定	略

改正前				改正後			
		の適用を受けない場合 <u>1,500円</u>				の適用を受けない場合 <u>1,600円</u>	
455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 ((3)に掲げる場合を除く。) <u>1,900円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項第3号 (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する	略	455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 ((3)に掲げる場合を除く。) <u>1,950円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項第3号 (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する	略

改正前				改正後			
		理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>800円</u> (4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,800円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,650円</u>)				理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>750円</u> (4) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,500円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,450円</u>)	
456 道路交通法第89条の規定に基づく仮運転免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第4号	略	456 道路交通法第89条の規定に基づく仮運転免許に係る試験の実施	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第4号	略

改正前				改正後			
		<p>に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u></p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,900円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、<u>4,350円</u>)</p>				<p>に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u></p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、<u>4,700円</u>)</p>	
456の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する	略	3,900円 (公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、 <u>6,400円</u>)	略	456の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する	略	3,950円 (公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、 <u>6,950円</u>)	略

改正前				改正後			
る技能の検査の実施				る技能の検査の実施			
456の3 道路交通法第89条第3項の規定に基づく普通自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	略	3,750円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>4,550円</u> ）	略	456の3 道路交通法第89条第3項の規定に基づく普通自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	略	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>4,650円</u> ）	略
457 道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の審査	略	<u>1,400円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u> ）	略	457 道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の審査	略	<u>1,350円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u> ）	略
458 道路交通法第92条第1項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号（道路交通法施行令第33条の6の2第6	略	458 道路交通法第92条第1項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許	略	(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号（道路交通法施行令第33条の6の2第6	略

改正前		改正後	
に係る免許証の交付	<p>号に規定する理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u> (同法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>1,700円</u>に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額)</p> <p>(2) (1)に掲げ</p>	に係る免許証の交付	<p>号に規定する理由に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,100円</u> (同法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、<u>1,900円</u>に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額)</p> <p>(2) (1)に掲げ</p>

改正前				改正後			
		る場合以外の 場合 <u>2,050</u> 円（道路交通 法第92条第1 項後段の規定 により、一の 種類の免許に 係る免許証に 他の種類の免 許に係る事項 を記載してそ の種類の免許 に係る免許証 の交付に代え る場合にあっ ては、 <u>2,050</u> 円に、当該他 の種類の免許 に係る事項を 記載するごと に200円を加 えた金額)				る場合以外の 場合 <u>2,350</u> 円（道路交通 法第92条第1 項後段の規定 により、一の 種類の免許に 係る免許証に 他の種類の免 許に係る事項 を記載してそ の種類の免許 に係る免許証 の交付に代え る場合にあっ ては、 <u>2,150</u> 円に、当該他 の種類の免許 に係る事項を 記載するごと に200円を加 えた金額)	
459 道路交 通法第92条第1 項の規定に基 づく仮運転免 許に係る免許	略	<u>1,150</u> 円	略	459 道路交 通法第92条第1 項の規定に基 づく仮運転免 許に係る免許	略	<u>1,100</u> 円	略

改正前				改正後				
証の交付				証の交付				
460 道路交通法第94条第2項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	略	2,250円。ただし、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。	略	460 道路交通法第94条第2項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	略	2,600円。ただし、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。	略	
461 道路交通法第94条第2項の規定に基づく仮運転免許に係る免許証の再交付	略	1,150円	略	461 道路交通法第94条第2項の規定に基づく仮運転免許に係る免許証の再交付	略	1,050円	略	
				461の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録	特定免許情報の記録を受けようとする者	特定免許情報記録手数料	(1) 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 1,550円（複数免許付与者に対する記録にあっては、1,350円に与	記録申請のとき

改正前				改正後			
							<p>える免許一種 類ごとに200 円を加えた額)</p> <p>(2) (1)に掲げ る場合で、特 定試験免除者 に対する記録 1,350円 (複 数免許付与 者に対する記 録にあつては、 1,150円に与 える免許一種 類ごとに200 円を加えた額)</p> <p>(3) 道路交通 法第101条の 4の2第2項 の規定による 申出 (以下 「更新時不交 付申出」とい う。) をする 場合 800円</p> <p>(4) 道路交通 法第95条の2 第6項の規定</p>

改正前					改正後				
									<p>による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 1,500円</p> <p>(5) <u>道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合で、同法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は第94条第2項の規定による免許証（仮運転</u></p>

改正前				改正後				
						免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受けける場合 100円		
				461の2の2 道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え	免許情報記録の書換えを受けようとする者	免許情報記録の書換え手数料	(1) 1,550円 (免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては、100円) (2) 複数免許付与者(免許証・免許情報	書換え申請のとき

改正前				改正後				
							記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあっては、 1,350円に与える免許一種類ごとに200円を加えた額	
				461の2の3 道路交通法第95条の2第11項の規定に基づく免許証の交付	免許情報記録個人番号カードのみを有する者のうち、免許証の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	2,550円	交付申請のとき
461の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条	略			461の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条	略			

改正前				改正後			
の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施				の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施			
461の3 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ若しく はロ、第101 条の4第2項 又は第101条 の7第1項の 規定に基づく 認知機能検査 に係る検査を 行う者に関する 講習（以下 この号において 「認知機能 検査員講習」 という。）の 実施	略	1,450円（公安 委員会が指定す る講習等を受講 した者にあつて は、 <u>1,200円</u> ）	略	461の4 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ若しく はロ、第101 条の4第2項 又は第101条 の7第1項の 規定に基づく 認知機能検査 に係る検査を 行う者に関する 講習（以下 この号において 「認知機能 検査員講習」 という。）の 実施	略	1,400円（公安 委員会が指定す る講習等を受講 した者にあつて は、 <u>1,150円</u> ）	略
461の4 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ若しく	略	<u>3,550円</u>	略	461の5 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ若しく	略	<u>3,650円</u>	略

改正前				改正後			
はハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施				はハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施			
462 略				462 略			
462の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査	略	<p>23,400円。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>23,400円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>4,000円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除さ</p>	略	462の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査	略	<p>23,750円。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>23,750円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>3,800円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除さ</p>	略

改正前				改正後			
		れる者（(7)に掲げる者を除く。） <u>6,700円</u> (3)・(4) 略 (5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,350円</u> (6) 略 (7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>13,050円</u> (8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>5,500円</u>				れる者（(7)に掲げる者を除く。） <u>6,350円</u> (3)・(4) 略 (5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,600円</u> (6) 略 (7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>13,100円</u> (8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>5,550円</u>	
463 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る	略	19,500円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>19,500円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金	略	463 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る	略	<u>19,800円</u> 。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>19,800円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金	略

改正前		改正後	
技能検定員の 審査	<p>額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>3,550円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>6,100円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>1,900円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する</p>	技能検定員の 審査	<p>額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>3,650円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>6,250円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>1,850円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する</p>

改正前				改正後			
		<p>る知識の審査を免除される者 <u>2,050円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>10,550円</u></p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,300円</u></p>				<p>る知識の審査を免除される者 <u>2,000円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>10,800円</u></p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,350円</u></p>	
464 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査	略	<p><u>14,700円</u>。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>14,700円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。)</p>	略	464 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査	略	<p><u>14,450円</u>。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>14,450円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。)</p>	略

改正前		改正後	
	<p><u>1,250円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者 ((7) に掲げる者を除く。) <u>2,100円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,650円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>2,550円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される</p>		<p><u>1,200円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者 ((7) に掲げる者を除く。) <u>1,900円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,550円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>2,400円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される</p>

改正前				改正後			
		者 <u>4,300円</u>				者 <u>4,350円</u>	
464の2 道路 交通法第99条 の2第4項第 1号イの規定 に基づく大型 自動車第二種 免許、中型自 動車第二種免 許又は普通自 動車第二種免 許に係る技能 検定員の審査 で、これらの 免許に対応す る第一種運転 免許に係る技 能検定員資格 者証の交付を 受けている者 に対するもの	略	21,500円。た だし、次に掲 げる者にあつ ては、 <u>21,500円</u> からそれぞれ 次に定める 額を減じた金 額とする。 (1) 技能検 定員として必 要な自動車の 運転技能の審 査を免除され る者((5)に掲 げる者を除く。) <u>4,250円</u> (2) 自動車の 運転技能に関 する観察及び 採点の技能の 審査を免除さ れる者((5) に掲げる者を 除く。) <u>7,400 円</u> (3) 自動車の 運転技能の評	略	464の2 道路 交通法第99条 の2第4項第 1号イの規定 に基づく大型 自動車第二種 免許、中型自 動車第二種免 許又は普通自 動車第二種免 許に係る技能 検定員の審査 で、これらの 免許に対応す る第一種運転 免許に係る技 能検定員資格 者証の交付を 受けている者 に対するもの	略	22,200円。た だし、次に掲 げる者にあつ ては、 <u>22,200円</u> からそれぞれ 次に定める 額を減じた金 額とする。 (1) 技能検 定員として必 要な自動車の 運転技能の審 査を免除され る者((5)に掲 げる者を除く。) <u>4,450円</u> (2) 自動車の 運転技能に関 する観察及び 採点の技能の 審査を免除さ れる者((5) に掲げる者を 除く。) <u>7,750 円</u> (3) 自動車の 運転技能の評	略

改正前		改正後	
	<p>価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>3,700円</u></p> <p>(4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者 <u>2,550円</u></p> <p>(5) (1)及び(2)に規定する審査のいずれを</p>		<p>価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>3,750円</u></p> <p>(4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者 <u>2,600円</u></p> <p>(5) (1)及び(2)に規定する審査のいずれを</p>

改正前				改正後			
		も免除される者 <u>14,550円</u>				も免除される者 <u>15,100円</u>	
465 略				465 略			
465の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査	略	<p><u>14,550円</u>。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>14,550円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>4,000円</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,500円</u></p>	略	465の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査	略	<p><u>15,100円</u>。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>15,100円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>3,800円</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,550円</u></p>	略

改正前				改正後			
		(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>7,800円</u> (8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>3,350円</u>				(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>8,200円</u> (8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>3,400円</u>	
466 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査	略	<u>11,850円</u> 。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>11,850円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>3,550円</u> (2)～(6) 略 (7) (1)及び(2)	略	466 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査	略	<u>12,000円</u> 。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>12,000円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>3,650円</u> (2)～(6) 略 (7) (1)及び(2)	略

改正前				改正後			
		に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>5,750円</u> (8) 略				に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>5,900円</u> (8) 略	
467 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る教習指導員の審査	略	<p><u>9,650円</u>。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>9,650円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,250円</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その</p>	略	467 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る教習指導員の審査	略	<p><u>9,950円</u>。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>9,950円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,200円</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その</p>	略

改正前				改正後			
		<p>他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,300円</u></p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,300円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>3,700円</u></p> <p>(8) 略</p>				<p>他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,350円</u></p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,350円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>3,900円</u></p> <p>(8) 略</p>	
467の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型	略	12,450円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>12,450円</u> からそれぞれ次に定め	略	467の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型	略	12,850円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>12,850円</u> からそれぞれ次に定め	略

改正前		改正後	
<p>自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの</p>	<p>る額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（(4)に掲げる者を除く。） <u>4,250円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（(4)に掲げる者を除く。） <u>2,050円</u> (3) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定す</p>	<p>自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの</p>	<p>る額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（(4)に掲げる者を除く。） <u>4,450円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（(4)に掲げる者を除く。） <u>2,100円</u> (3) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定す</p>

改正前				改正後			
		る自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者 <u>2,550円</u> (4) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>9,150円</u>				る自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者 <u>2,600円</u> (4) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>9,500円</u>	
467の3 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく準中型自動車免許に係る再試験の実施	略	<u>1,900円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>4,400円</u> ）	略	467の3 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく準中型自動車免許に係る再試験の実施	略	<u>2,050円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>5,050円</u> ）	略
468 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく普通自動車免許に係る再試験の実施	略	<u>1,750円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>2,550円</u> ）	略	468 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく普通自動車免許に係る再試験の実施	略	<u>1,950円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>2,750円</u> ）	略

改正前					改正後						
469	道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の実施	略	1,650円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u> ）	略	469	道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の実施	略	1,800円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,550円</u> ）	略		
470	道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく原動機付自転車免許に係る再試験の実施	略	<u>1,000円</u>	略	470	道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく原動機付自転車免許に係る再試験の実施	略	<u>1,100円</u>	略		
471	道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく運転免許証の有効期間の更新（同法第101条の2の2第1項の規	運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者	略	<u>2,500円</u>	略	471	道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく運転免許証の有効期間の更新	運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者（同時に免許情報記録の有効期間の更新	略	(1) <u>道路交通法第101条の2の2第1項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「經由申請」という。）</u>	略

改正前					改正後				
定により運転免許証の更新の申請をする場合を除く。)						を受ける場合を除く。)		をする場合 2,750円 (2) 道路交通法第101条の4の2第2項の規定により、更新時不交付申出をする場合 1,300円 (3) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円	
471の2 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく運転免許証の有効期間の更新（同法第101条の2の2第1項の規定により運転免許証	運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者	運転免許証經由更新手数料	2,550円	略	471の2 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許情報記録の有効期間の更新	免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	免許情報記録更新手数料	(1) 経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下「経由地書換申出」という。）をする場合 1,000円	略

改正前				改正後				
<u>の更新の申請をする場合に限る。)</u>							(2) <u>經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしない場合</u> 1,950円 (3) <u>經由申請をしない場合</u> 2,100円	
				471の2の2 <u>道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく運転免許証等(運転免許証及び免許情報記録)の有効期間の更新</u>	<u>運転免許証及び免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者</u>	<u>運転免許証及び免許情報記録更新手数料</u>	(1) <u>經由申請をする場合であって、經由地書換申出をする場合</u> 2,500円 (2) <u>經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしない場合</u> 2,850円 (3) <u>經由申請をしない場合</u> 2,950円	<u>更新申請のとき</u>
471の3 <u>道路交通法第101</u>	略	略	<u>550円</u>	略			(1) <u>道路交通法第101条の</u>	略

改正前				改正後				
条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証の更新の申請に係る経由				条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証の更新の申請に係る経由		2の2第3項の規定により、 經由地書換申出をする場合 1,700円 (2) 經由地書換申出をしない場合 750円		
471の4 道路 交通法第104条の4第6項 (同法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく運転経歴証明書の交付	略	1,100円	略	471の4 道路 交通法第105条の2第3項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	略	1,150円	略	
				471の5 道路 交通法第105条の2第3項の規定に基づく運転経歴情報の記録	運転経歴情報の記録を申請する者	運転経歴情報記録手数料	900円 (運転経歴証明書の交付又は再交付を伴う場合にあつては、100円)	交付申請のとき
472 道路交通	略	2,350円	略	472 道路交通	略	2,250円	略	

改正前				改正後			
法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付				法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付			
473 道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく安全運転管理者等に対する講習の実施	略	講習1時間につき <u>750円</u>	略	473 道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく安全運転管理者等に対する講習の実施	略	講習1時間につき <u>850円</u>	略
474 道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習の実施	略	講習1時間につき <u>2,350円</u>	略	474 道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習の実施	略	講習1時間につき <u>2,400円</u>	略
475 略				475 略			
475の2 道路交通法第108条の2第1項	略	講習1時間につき <u>4,450円</u>	略	475の2 道路交通法第108条の2第1項	略	講習1時間につき <u>4,650円</u>	略

改正前				改正後			
第4号の規定に基づく大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習の実施				第4号の規定に基づく大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習の実施			
475の3 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく準中型自動車の運転に関する講習の実施	略	講習1時間につき <u>3,500円</u> （普通自動車免許を受けている者にあつては、 <u>4,450円</u> ）	略	475の3 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく準中型自動車の運転に関する講習の実施	略	講習1時間につき <u>3,800円</u> （普通自動車免許を受けている者にあつては、 <u>4,650円</u> ）	略
476 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく普通自動車の運転に関する講習の実施	略	講習1時間につき <u>2,800円</u>	略	476 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく普通自動車の運転に関する講習の実施	略	講習1時間につき <u>3,050円</u>	略
477 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基	略	講習1時間につき <u>4,150円</u>	略	477 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基	略	講習1時間につき <u>4,300円</u>	略

改正前				改正後			
づく大型自動 二輪車の運転 に関する講習 の実施				づく大型自動 二輪車の運転 に関する講習 の実施			
478 道路交 通法第108条 の2第1項第 5号の規定に 基づく普通自 動二輪車の運 転に関する講 習の実施	略	講習1時間につ き <u>4,000円</u>	略	478 道路交 通法第108条 の2第1項第 5号の規定に 基づく普通自 動二輪車の運 転に関する講 習の実施	略	講習1時間につ き <u>4,200円</u>	略
479 道路交 通法第108条 の2第1項第 6号の規定に 基づく一般原 動機付自転車 の運転に関す る講習の実施	略	講習1時間につ き <u>1,500円</u>	略	479 道路交 通法第108条 の2第1項第 6号の規定に 基づく一般原 動機付自転車 の運転に関す る講習の実施	略	講習1時間につ き <u>1,750円</u>	略
480 道路交 通法第108条 の2第1項第 7号の規定に 基づく大型自 動車第二種免 許、	略	講習1時間につ き <u>3,100円</u>	略	480 道路交 通法第108条 の2第1項第 7号の規定に 基づく大型自 動車第二種免 許、	略	講習1時間につ き <u>3,200円</u>	略

改正前				改正後			
中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る自動車の運転に関する講習の実施				中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る自動車の運転に関する講習の実施			
480の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の規定に基づく応急救護処置に関する講習の実施	略	講習1時間につき <u>1,400円</u>	略	480の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の規定に基づく応急救護処置に関する講習の実施	略	講習1時間につき <u>1,850円</u>	略
481 道路交通法第108条の2第1項第9号の規定に基づく指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習の実施	略	講習1時間につき <u>750円</u>	略	481 道路交通法第108条の2第1項第9号の規定に基づく指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習の実施	略	講習1時間につき <u>900円</u>	略

改正前				改正後			
482 道路交通 法第108条の 2第1項第10 号の規定に基 づく免許の種 類ごとに行う 当該免許自動 車等の運転に ついて必要な 技能及び知識 に関する講習 の実施	略	次に掲げる講習 の区分に応じ、 それぞれ講習1 時間につき次に 定める金額 (1) 準中型自 動車免許に係 る講習 <u>2,150</u> 円 (2) 普通自動 車免許に係る 講習 <u>2,050</u> 円 (3) 大型自動 二輪車免許に 係る講習 <u>2,700円</u> (4) 普通自動 二輪車免許に 係る講習 <u>2,550円</u> (5) 原動機付 自転車免許に 係る講習 <u>2,450円</u>	略	482 道路交通 法第108条の 2第1項第10 号の規定に基 づく免許の種 類ごとに行う 当該免許自動 車等の運転に ついて必要な 技能及び知識 に関する講習 の実施	略	次に掲げる講習 の区分に応じ、 それぞれ講習1 時間につき次に 定める金額 (1) 準中型自 動車免許に係 る講習 <u>2,300</u> 円 (2) 普通自動 車免許に係る 講習 <u>2,150</u> 円 (3) 大型自動 二輪車免許に 係る講習 <u>2,850円</u> (4) 普通自動 二輪車免許に 係る講習 <u>2,700円</u> (5) 原動機付 自転車免許に 係る講習 <u>2,550円</u>	略
483 道路交通	略	(1) 道路交通	略	483 道路交通	略	(1) 道路交通	略

改正前		改正後	
<p>法第108条の2第1項第11号の規定に基づく免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習の実施</p>	<p>法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習 500円</p>	<p>法第108条の2第1項第11号の規定に基づく免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習の実施</p>	<p>法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習 500円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあっては、200円）</p> <p>(2) 道路交通法第95条の6</p>
	<p>(2) 道路交通法第92条の2</p>		

改正前		改正後	
	<p>第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習 800円</p> <p>(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,350円（<u>国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円</u>）</p>		<p>第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習 800円（<u>オンライン講習にあつては、200円</u>）</p> <p>(3) 道路交通法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち<u>特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習 1,400円</u></p> <p>(4) 道路交通</p>

改正前				改正後			
						<u>法第95条の6</u> <u>第1項の表の</u> <u>備考1のニに</u> <u>規定する違反</u> <u>運転者等のう</u> <u>ち特定基準不</u> <u>該当者である</u> <u>ものに対する</u> <u>講習 800円</u> <u>(オンライン</u> <u>講習にあって</u> <u>は、200円)</u>	
484 道路交通 法第108条の 2第1項第12 号の規定に基 づく年齢が70 歳以上の者、 年齢が70歳以 上の特定失効 者若しくは特 定取消処分者 又は同法第101 条の7第5項 の規定による 通知を受けた 者に対する講	略	次に掲げる講習 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額 (1) 道路交通 法第71条の5 第3項に規定 する普通自動 車対応免許（ 以下この号に おいて「普通 自動車対応免 許」という。） を受けている 者（同法第97	略	484 道路交通 法第108条の 2第1項第12 号の規定に基 づく年齢が70 歳以上の者、 年齢が70歳以 上の特定失効 者若しくは特 定取消処分者 又は同法第101 条の7第5項 の規定による 通知を受けた 者に対する講	略	次に掲げる講習 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額 (1) 道路交通 法第71条の5 第3項に規定 する普通自動 車対応免許（ 以下この号に おいて「普通 自動車対応免 許」という。） を受けている 者（同法第97	略

改正前		改正後	
習の実施	<p>条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 6,450円</p> <p>(2) 普通自動車対応免許を受けている者(道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自</p>	習の実施	<p>条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 6,600円</p> <p>(2) 普通自動車対応免許を受けている者(道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自</p>

改正前				改正後			
		<p>動車対応免許 以外のもの のみを受けてい る者に対する 講習 <u>2,900</u> 円</p>				<p>動車対応免許 以外のもの のみを受けてい る者に対する 講習 <u>2,950</u> 円</p>	
<p>485 道路交 通法第108条の 2第1項第13 号の規定に基 づく軽微違反 行為をし、当 該行為が道路 交通法施行令 第37条の8第 2項に規定す る基準に該当 することとな った者に対する 講習の実施</p>	略	<p>12,500円（当該 講習が<u>運転免許 に係る講習に関 する規則で定め るものである場 合</u>にあつては、 <u>9,050円</u>）</p>	略	<p>485 道路交 通法第108条の 2第1項第13 号の規定に基 づく軽微違反 行為をし、当 該行為が道路 交通法施行令 第37条の8第 2項に規定す る基準に該当 することとな った者に対する 講習の実施</p>	略	<p>12,900円（当該 講習が<u>実車等指 導を含まない場 合</u>にあつては、 <u>9,350円</u>）</p>	略
<p>485の2 道路 交通法第108 条の2第1項 第14号の規定 に基づく基準 該当若年運転</p>	略	<p>講習1時間につ き<u>2,250円</u></p>	略	<p>485の2 道路 交通法第108 条の2第1項 第14号の規定 に基づく基準 該当若年運転</p>	略	<p>講習1時間につ き<u>2,600円</u></p>	略

改正前					改正後				
者に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習の実施					者に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習の実施				
485の3 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号の規定に基づく特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習又は自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施	特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習又は自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受講しようとする者	特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習手数料	講習1時間につき2,000円	略	485の3 道路交通法第108条の2第1項第15号の規定に基づく特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施	特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受講しようとする者	特定小型原動機付自転車運転者講習手数料	講習1時間につき2,100円	略
					485の4 道路交通法第108条の2第1項第16号の規定	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受講しようとする者	自転車運転者講習手数料	講習1時間につき2,050円	受講申込みのとき

改正前				改正後			
					に基づく自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施	止するための講習を受講しようとする者	
486 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習（道路交通法施行令第37条の6に規定する講習に限る。以下この号において「特定任意講習」という。）の実施	略	6,450円以内で規則で定める額	略	486 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習（道路交通法施行令第37条の6に規定する講習に限る。以下この号において「特定任意講習」という。）の実施	略	6,600円以内で規則で定める額	略
487 道路交通法第108条の3第1項、第108条の3の2又は第108条の3の3の規定に基づく	略	900円	略	487 道路交通法第108条の3第1項、第108条の3の2又は第108条の3の3の規定に基づく	略	1,000円	略

改正前				改正後			
同法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けることができる旨又は同項第13号若しくは第14号に掲げる講習を行う旨の書面の通知				同法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けることができる旨又は同項第13号若しくは第14号に掲げる講習を行う旨の書面の通知			
487の2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	略	<u>1,100円</u>	略	487の2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	略	<u>1,150円</u>	略
488～492 略				488～492 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中別表第1第407号の7及び第407号の8の2から第407号の10までの改正規定、同表第407号の11を削る改正規定、同表第407号

の12の改正規定並びに同号を第407号の11とする改正規定 令和7年4月1日